

「[新版]わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則(第2版第1刷)」における改訂および正誤表

| 頁 | 改正(修正)前 | 改正(修正)後 |
|----------|---|--|
| 12 | <p>1.3.4 電気ボイラー</p> <p>電力設備容量 20kW を1㎡とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積を求める。</p> <p>最大電力設備容量をEkW とすると、電気ボイラーの伝熱面積HSは、 $HS = 0.05Em^2$となる。</p> | <p>1.3.4 電気ボイラー</p> <p>電力設備容量 60kW を1㎡とみなしてその最大電力設備容量を換算した面積を求める。</p> <p>最大電力設備容量をEkW とすると、電気ボイラーの伝熱面積HSは、 $HS = \frac{1}{60} Em^2$となる。</p> |
| 44 45 | 図 2.3 | 図 2.4 |
| 69 | <p>⑥その他</p> <p>iii)ボ則第 75 条ただし書きにより、監督署長が認めたボイラーの性能検査を受けようとする者は、…</p> | <p>⑥その他</p> <p>iii)ボ則第 75 条ただし書きにより、監督署長が認めた第一種圧力容器の性能検査を受けようとする者は、…</p> |
| 71 | <p>⑦その他</p> <p>①の変更届を必要とする部分又は設備以外のもの、例えば煙管ボイラーの煙管や水管ボイラーの水管は自由に取替え、修繕できる。</p> | <p>⑦その他</p> <p>①の変更届を必要とする部分又は設備以外のもの、例えば蒸煮器のふた板締付けボルトのみであれば自由に取替え、修繕できる。</p> |

| 頁 | 改正(修正)前 | 改正(修正)後 |
|--------------------------|---|---|
| 73 上 から 8行 目 | ⑥その他 休止の後、ボイラー検査証の有効期限を超えて使用しようとするボイラーについては、次項の使用再開検査に合格する必要がある。 | ⑥その他 休止の後、第一種圧力容器検査証の有効期限を超えて使用しようとする第一種圧力容器については、次項の使用再開検査に合格する必要がある。 |